

**令和7年度運営指導結果**  
**サービス種別：就労継続支援A型**

| 申請者名                 | 所在地 | 事業所名                            | 運営指導日   | 文書による指導の内容                                                                                                                                                                                                                 | 指導に対する<br>是正状況 | 備 考 |
|----------------------|-----|---------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|
| 合同会社グ<br>レイス<br>ファーム | 南国市 | 就労継続支<br>援A型事業<br>所グレイス<br>ファーム | R7.8.25 | 法定代理受領した訓練等給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。                                                                                                                                      | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 基準省令第196条の3に定める自己評価を実施していないことが認められた。<br>指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに県への届出を行うこと。<br>なお、評価点が現在請求している報酬の区分と異なる場合には、過誤請求等の処理を行い、正しい区分に基づく報酬を請求すること。 | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 自己評価未公表減算に該当するため、令和6年4月以降の就労継続支援A型サービス費について、過誤請求等の処理を行うこと。                                                                                                                                                                 | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 職場におけるハラスメント防止策が策定されていないことが認められた。<br>ハラスメント防止のための方針の作成や職員からの相談に応じる体制の整備など、従業員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じること。                                                                                                              | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。<br>感染対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催し、指針を整備するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。       | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知並びに身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修の定期的な実施が行われていないことが認められた。<br>身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講じること。                                                                                              | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知並びに虐待の防止のための従業員に対する研修の定期的な実施が行われていないことが認められた。<br>虐待の発生又はその再発防止を図るため、これらの措置を講じること。                                                                                                  | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 身体拘束廃止未実施減算及び虐待防止措置未実施減算に該当するため、令和7年9月以降の就労継続支援A型サービス費について、各減算を適用するとともに、速やかに県知事に改善計画を提出するなど、必要な措置を講じること。                                                                                                                   | 改善中            |     |
|                      |     |                                 |         | 非常災害を想定した訓練を実施していないことが認められた。<br>地震を想定した訓練を2か月から4か月に1回以上、風水害を想定した訓練を年1回以上実施すること。                                                                                                                                            | 改善中            |     |